尾瀬国立公園

ツキノワグマ出没対応マニュアル

尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会

尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル

目次

１．目的と基本方針 …… 1

（１） 背景 …… 1

（２） 目的 …… 1

（３） 基本方針 …… 2

（４） ツキノワグマ対策判断基準 …… 2

Ⅰ 尾瀬におけるツキノワグマ対策指針 …… 3

Ⅱ 尾瀬における問題グマ・危険グマ判断指針 …… 3

２．対策計画 …… 7

（１） 実施体制 …… 7

（２） 協議会の役割 …… 7

（３） 対策員の役割 …… 8

（４） 対策の流れ …… 11

（５） 平常時の対策 …… 11

（６） 危険時の対策 …… 14

（７） 各地区における対策 …… 16

（８） 事故発生時の対応 …… 19

（９） 連絡体制 …… 21

３．会議の開催 …… 27

添付資料１　ツキノワグマ目撃アンケート用紙

~~添付資料２　ツキノワグマ対策関係機関　電話番号~~ **（HPには掲載しません）**

添付資料３　（１）　尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会設置要綱

添付資料４　（２）　山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議設置要綱

添付資料５　（３）　ヨシッ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議設置要綱

様式１　立ち入り制限掲示

様式２　事故発生時の周知事項【速報】

様式３　事故現場の調査記録事項

様式４　被害者へのヒアリング項目

１．目的と基本方針

（１）背景

日光国立公園尾瀬地域は2007（平成19）年に単独の尾瀬国立公園として独立した。その中核部分は国立公園の特別保護地区となっているほか、特別天然記念物、さらに一部が森林生態系保護地域に指定されており、その生態系は法的に手厚く保護されている。自然度の高い広範囲の森林はブナ・ミズナラを主体とした落葉広葉樹林帯であり、ツキノワグマの生息に適した森林相となっている。原生的自然の象徴であり、日本の自然保護運動の原点といわれている尾瀬ではツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）を一方的に排除するのではなく、人との軋轢をなくすよう、できる限り様々な方策を模索していくことが望ましい。また、アンブレラ種であるツキノワグマを保護することは、その地域の生物多様性保護の観点からも重要である。

2011（平成23）年に行われた群馬県内27地点における定点観察調査から、生息密度は0.33頭k㎡と報告され、捕獲分析法と併せて推定された群馬県内の生息頭数は1,082頭であった（群馬県2012)。2006（平成18）年から尾瀬ヶ原において実施している定点観察調査から生息密度は未実施や発見できなかった2011（平成23)、2013（平成25）年を除くと0.33-0.37頭k㎡であった（尾瀬保護財団)。このことから旧日光国立公園尾瀬地域特別保護地区内の生息個体数は概算20－40頭と推定され、尾瀬を包含する地域個体群（越後三国個体群）の重要な生息地のひとつであるといえる。

2003（平成15）年以来深刻化していた山ノ鼻地区でのクマの居座りや、1999（平成11)年６月，2004（平成16)年６月にヨシッ堀田代で発生した人身事故をふまえ、旧尾瀬地域におけるクマ対策について、生息状況調査、関係者間協議、対策実施が必要であるとの認識に至った。そこで尾瀬国立公園利用適正化推進事業（関東地方環境事務所）において、今後、尾瀬におけるクマ対策が地元主体で進むようにスタートの５カ年（平成17～21年度）で具体的な対策を実施することとなった。本マニュアルはこの一環として作成されたものに改訂を重ね、2023（令和５）年５月に発生した人身事故をふまえ改訂を行ったものである。

（２）目的

尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアルは、過去に起きた人身事故等を踏まえ、人とクマとの軋轢を防止するための対策を検討したものである。尾瀬国立公園でのツキノワグマ対策を円滑に推進するためには、行政機関をはじめとした関係者（国・地方自治体・観光関係団体など）の理解と協力が不可欠であり、対策についての趣旨、必要性及び施策の内容について理解を求め、合意形成を図りながら対策の推進に努めることが重要である。このため本マニュアルでは、具体的対策の他、関係者の役割分担や連携等

についても詳述する。

（３）基本方針

尾瀬国立公園では木道と宿泊施設や公衆トイレ等の周辺以外には立ち入りが禁止されており、入山者が利用出来る場所は限られている。このため、尾瀬ではこれらの場所で、入山者やそこで働く人たちの安全を確保することを基本とする。

本マニュアルでは、ツキノワグマ対策を被害の発生を未然に防ぐ「平常時の対策」と人身事故が発生した場合やその可能性が高い状況における「危険時の対策」の２つの段階に分けた。危険時の対応が少なくて済むよう、「平常時の対策」が重要であるが、近年の出没状況の増加等を鑑み、人身事故やクマが頻出した際に迅速かつ適切に対応できるよう、「危険時の対策」も重要な観点と位置付ける。

なお、ツキノワグマの保護管理（学習放獣や有害捕獲等）については、鳥獣保護管理行政を担う県が任意に作成する第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」）に基づき対応するものとする。特定計画は野生鳥獣と人との軋轢を解消し、野生鳥獣の地域個体群の安定的な存続を図ることを目的としたもので、地域個体群の安定的な存続を目指した捕獲管理を行い、有害捕獲については基本的には被害防除対策を進めたうえで行うとしている。福島、群馬、新潟の３県はいずれも特定計画を策定している。

自然環境や入山者の利用状況の変化や、蓄積された様々な調査結果、マニュアルに基づいた対策の実施結果等に基づき、有効かつ柔軟な対応が可能となるよう本マニュアルは随時更新し見直すことを基本とする。

（４）ツキノワグマ対策判断基準

クマ出没が確認された場合、状況に応じた対策や判断が迅速にとれるように「尾瀬におけるツキノワグマ対策指針」、「尾瀬における問題グマ・危険グマ判断指針」を次のとおり作成した。また、表１－１（P5）にて危険水準の段階評価とクマ危険度による対策内容の関係性を整理した。

なお、作成にあたっては西中国山地ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画における「ツキノワグマ保護管理活動指針」「問題グマ判断指針」を参考にした。

Ⅰ　尾瀬におけるツキノワグマ対策指針（表 1－1（P5）参照）

①　第一段階（情報の収集と判断）

単独のツキノワグマが木道の５０m以内で目撃される、木道とその周辺に新しい痕跡が発見されるなど、緊急と考えられるクマの情報が収集・通報された状況。

（対策）

・ビジターセンター、キャンプ受付、山小屋での口頭や掲示などによる注意喚起
・地区内の誘引物等の調査、可能であればその除去
・対策員は待機

②　第二段階（被害防除対策の実施）

ツキノワグマが１日に複数回目撃、もしくは親子グマが目撃された、または人を恐れないなどの問題グマが出没した状況

a　環境改善対策

クマが身を隠す草木や特定のクマにとっての餌資源の有無等を判断し、改善が可能であれば早期の環境改善を行う。

b　問題グマに対する対策

煙火等による追い払いを行う。

c　普及啓発の強化・入山者の安全対策

・対策員の現地入り、巡視の実施
・立ち入り制限（通行止め，キャンプ場閉鎖など）
・警鐘の追加設置
・注意喚起のための看板の設置（その後、目撃情報が１週間なければ撤去 ）

③　第三段階（危険グマへの対策）

人身への危害が発生またはそのおそれがある場合など、不測の事態により緊急的な対応が必要とされる状況。市町村が許可権者に捕獲許可申請を行い、学習放獣または捕殺を行う。

なお、第三段階となった場合も、第二段階の対策は実施する。

Ⅱ　尾瀬における問題グマ・危険グマ判断指針（表 1－1（P5）参照）

第二段階の対象

以下の項目のいずれかに該当する個体を問題グマとし、第二段階の対象とする。

・親子グマ
・人を恐れないか、その度合いが高く、人前に度々姿を見せる個体
・人に攻撃的な行動をとる個体

・生ゴミ、残飯など人の食物の近傍に執着し、餌付いていると考えられる個体

ただし、【注意点】について確認し、いずれかに該当する場合は問題グマとはしない。

【注意点】

「人に攻撃的な行動をとる個体」を評価する場合は、目撃者からクマの行動を聞き取り、ツキノワグマが人に対し威嚇や攻撃といった行動を取ったのか確認し、次のいずれかに該当する場合は、威嚇や攻撃をするクマではないと判断する。

・後ろ足で立ち上がり頭を高く上げ鼻や耳を動かし、相手を確認しようとする行動であった。

・突然の遭遇による突発的な攻撃・威嚇であった。

・人が石を投げるなど、人のクマに対する挑発行動があった。

③　第三段階の対象

以下の項目のいずれかに該当する個体は、協議会または市町村において協議し、危険グマと判断された場合は第三段階の対象とする（ただし、学習放獣または捕殺を行うのは、個体識別ができているものに限る）。

・実際に人を襲った個体

・第二段階の a､b､c の対策を実施しても改善がみられず、行動矯正が困難な個体

（参考）必要な法的手続き

①　許認可の必要な法律

尾瀬地域は国立公園特別保護地区や特別天然記念物、森林生態系保護地域（部分）に指定されており、各対策を実施するためには許認可が必要である（P6 表１－２）。

なお、山林や湿原内の立ち入りに際しては土地所有者への申請も必要となる。

②　申請者

原則として１つの作業に対して複数の法律に関する許認可申請する場合は、申請者は同一であることが必要である。

③　その他

動物駆逐用煙火を購入するためには、動物駆逐用煙火の製造者または販売者による動物駆逐用煙火消費保安講習を受講する必要がある。

表１－１　危険水準の段階評価とクマ危険度による対策内容

			危険水準の段階				
			平常時	危険時			
				第一段階	第二段階	第三段階	
クマの危険度 （尾瀬における問題クマ・危険クマ判断指針）				＜注意が必要なクマ＞ ①木道から50m以内で目撃 ②木道やその周辺で新しい痕跡発見	＜問題クマ＞ 木道から50m以内で目撃 且つ下記のいずれかの特徴があり、除外要件に該当しない個体 ①親子グマ ②１日複数回姿を見せる個体 ③人間に攻撃的な個体 ④餌付いている個体 （除外要件） ③の人間に対する攻撃的な行動が、下記に該当する場合は、問題クマとしない。 ・人間を確認しようとし、後ろ足で立ち上がり頭を高く上げ鼻や耳を動かしていた。 ・突然の遭遇による突発的な攻撃・威嚇であった。 ・クマに対し人間の挑発行動があった。	＜危険クマ＞ 以下のいずれかの特徴がある個体 ①人間を襲った個体 ②第二段階のA,B,Cの対策を実施しても改善が見られない個体 （個体識別不可）	＜危険クマ＞ 同左 （個体識別可） ＊市町村が許可権者に捕獲許可申請を行い、学習放獣または捕殺を行う。
対策内容等	平常時	普及啓発	平常時の対策については、危険時の危険水準の段階にかかわらず継続して実施する				
		誘因物の管理					
		情報収集					
		食物資源量調査					
		刈り払い（範囲・時期判断）					
		警鐘設置（場所・時期判断）					
	判断	危険水準の段階判断		尾瀬における「ツキノワグマ対策指針」「危険グマ・問題グマ判断指針」により判断			
	危険時	a 誘因物除去					
		b 追い払い					
		c 現地に入り巡視実施					
		c 立入制限（通行止め・キャンプ場閉鎖など）					
		c 警鐘の追加設置					
		c 注意喚起（看板設置）＊設置後１週間目撃がなければ撤去					
		情報集約・周知（＊協議会事務局）					
	学習放獣または捕殺						

※ 本表は、P３,4の「尾瀬におけるツキノワグマ対策指針」「尾瀬における問題グマ・危険グマ判断指針」及びP11-14 第２章（５）（６）に基づき作成している。

※ 役割分担は表2－1参照

表 １－２　　許可申請が必要な対策

	a．文化財保護法	b．自然公園法			c．鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	d．森林法	e．その他
	特別天然記念物現状変更 第125条1項	工作物設置	動物の捕獲 第21条第3項	木竹等の伐採・損傷	第9条第1項		
平常時の対策							
警鐘設置	◎ 工作物設置	◎ 工作物設置				◎ 保安林内作業	
普及・啓発	◎ 看板設置	◎ 看板設置					
生息状況調査	◎ 湿原への侵入					◎ 保安林内作業	
刈り払い	◎						
危険時の対策							
有害捕獲（第三段階）	◎ 動物の捕獲	○ 動物の捕獲			○ 動物の捕獲	○ 保安林内作業	○ 山林・湿原への立入
提出先	各市町村教育委員会※	環境省自然保護官事務所（片品または檜枝岐）			各県または市町村鳥獣管理担当部署	各県森林管理担当部署	土地所有者

※　申請後、許可が下りるまでに数ヶ月かかる。

※　危険時の対策（追い払いでの湿原への立ち入り、注意喚起・通行制限の看板設置）については許認可手続きは不要。

◎　シーズン前などにあらかじめ許認可手続きをしておくことが望ましい。

２．対策計画

（１）実施体制

ツキノワグマが出没した際の対策は本マニュアルに従って実施する。本マニュアルの運用を検討する主体として「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」（以下、「協議会」という）を設置する。この協議会は、「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会構成員」（添付資料３）により構成される。

協議会より年度初めに任命された数名のツキノワグマ対策員と現地関係者が協力し、マニュアルに基づいた対策を実施する。

（２）協議会の役割

① 対策員の任命

協議会は年度初めに尾瀬の地形・環境を熟知している「ツキノワグマ対策員（以下、「対策員」という）」を任命する。対策員は各地区から数名を選出し、地区は山ノ鼻地区、尾瀬沼地区、見晴地区、竜宮地区、ヨシッ堀田代地区とする。対策員の任命は４月１日付けとし、任期は１年、再任可とする。対策員は任期中に交替することができる。ただし再任は妨げない。対策員に異動があった場合は各所属の後任をあてるものとする。

協議会が対策員の行う対策に疑義がある場合は、協議会を開催し協議することができる。対策員の役割は「対策員の役割」（本章（３））を参照のこと。

② 対策マニュアルの運用・改訂

協議会は本マニュアルに基づいて年次計画を作成し、シーズン終了後にその結果について協議する。

また、ツキノワグマ対策をより効率的に実施するため、随時、本マニュアルの改訂を検討する。新しく得られた知見や開発された技術などで有効と考えられるものを採用し、実効性がないと考えられる対策は削除する。

③ その他

構成員は必要に応じて地域ごとの連絡会議を開催することができる。

シーズン前は関係法令についての申請を行う。シーズン中は各種対策に協力する。関係機関の役割分担は表２－１の通りである。

表２－１　ツキノワグマ対策における各関係機関の役割分担

	環境省	林野庁	文化庁	県	市村	東京パワーテクノロジー（株）	尾瀬山小屋組合＊	尾瀬保護財団	猟友会	東京電力ホールディングス㈱
平常時の対策										
普及啓発			許認可（看板等）			調整・協力	口頭・掲示での通知	口頭・HP・看板などで通知		土地使用承諾(看板等)
誘引物の管理	巡視						ゴミの管理	巡視		
情報収集	目撃情報等があった場合、尾瀬保護財団に連絡							聞き取り・とりまとめ	目撃情報等があった場合、尾瀬保護財団に連絡	
食物資源量調査	許認可	許認可	許認可	許認可申請				必要に応じて調査		土地使用承諾
刈り払い			許認可		申請・報告	作業	（作業）	（作業）		土地使用承諾
警鐘設置	許認可					設置・協力		設置		土地使用承諾
危険時の対策										
追い払い				許認可			口頭・笛・煙火等・クマスプレーなどで追い払い			
立ち入り制限			許認可（看板等）	許認可		設置・協力	口頭・張り紙などで通知	状況判断・誘導		土地使用承諾(看板等)
警鐘の移動・追加設置						設置・協力		設置・協力		土地使用承諾
注意喚起							口頭・掲示・HP看板などで通知			

＊山小屋は尾瀬山小屋組合に含める。
※警鐘や看板の工作物を設置する場合は、万が一入山者に不慮の事故や怪我等が発生した場合のことを考慮して、土地所有者または歩道管理者に事前協議を行うこと。

（３）対策員の役割

協議会より選出された対策員は、シーズン中は各地区の窓口となり、他の対策員と連携、現地関係者に協力を仰ぎ、本マニュアルに記載される「平常時の対策」（本章（５））及び「危険時の対策」（本章（６））を実施する。危険状況の判断の他、対策についての意思決定や意見調整、助言等も行う。シーズン終了後に協議会に対策の結果報告を行う。

尾瀬国立公園　ツキノワグマ対策員の概要

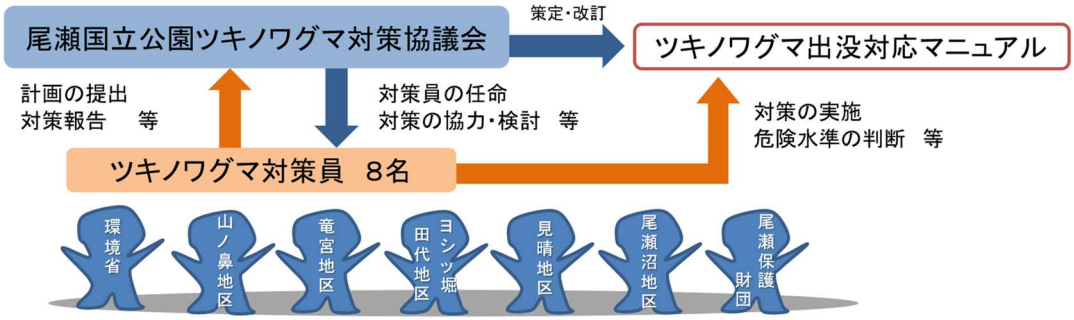

ツキノワグマ対策員の主な役割

- マニュアル「平常時の対策」「危険時の対策」の実施
  - ・各対策の実施
  - ・危険状況の判断、対策についての意思決定・意見調整
  - ・各地区における窓口として、他の対策員と連携
- ツキノワグマ対策協議会への出席、対策についての報告
- 利用者への普及啓発を実施

図２−１　ツキノワグマ対策員の役割

ツキノワグマ対策員の任務

平常時の対策	・各地区における対策の調整（依頼、取りまとめ） 誘引物管理、普及・啓発、情報収集 ・刈り払いの範囲、時期の判断 ・警鐘設置場所、時期の判断
危険時の対策	50m以内での目撃情報 ・危険水準の段階判断（マニュアルP3「尾瀬におけるツキノワグマ対策指針」、「尾瀬における問題グマ・危険グマ判断指針」） ①第一段階（木道から50m以内で目撃、新しい痕跡発見など） ・キャンプ受付、山小屋での口頭や掲示による注意喚起を指示 ・誘引物等の調査、可能であればその除去を指示 ②第二段階（1日に複数回目撃、親子グマ目撃、問題グマの目撃） ・巡視（毎日：早朝、夕方） ・立ち入り制限の判断 ・警鐘移動・追加設置の判断、看板設置の判断 ・煙火等による追い払い　など ③第三段階（危険グマへの対策） ・第二段階の対策を実施する

- 危険時の巡視、追い払い等の作業では以下の装備を携行する
  無線機、クマスプレー、煙火等、笛、ライター、双眼鏡

※　煙火等は、年1回、動物駆逐用煙火消費保安講習を受講するなど、適切な取り扱いに努めること

図２−２　ツキノワグマ対策員の任務

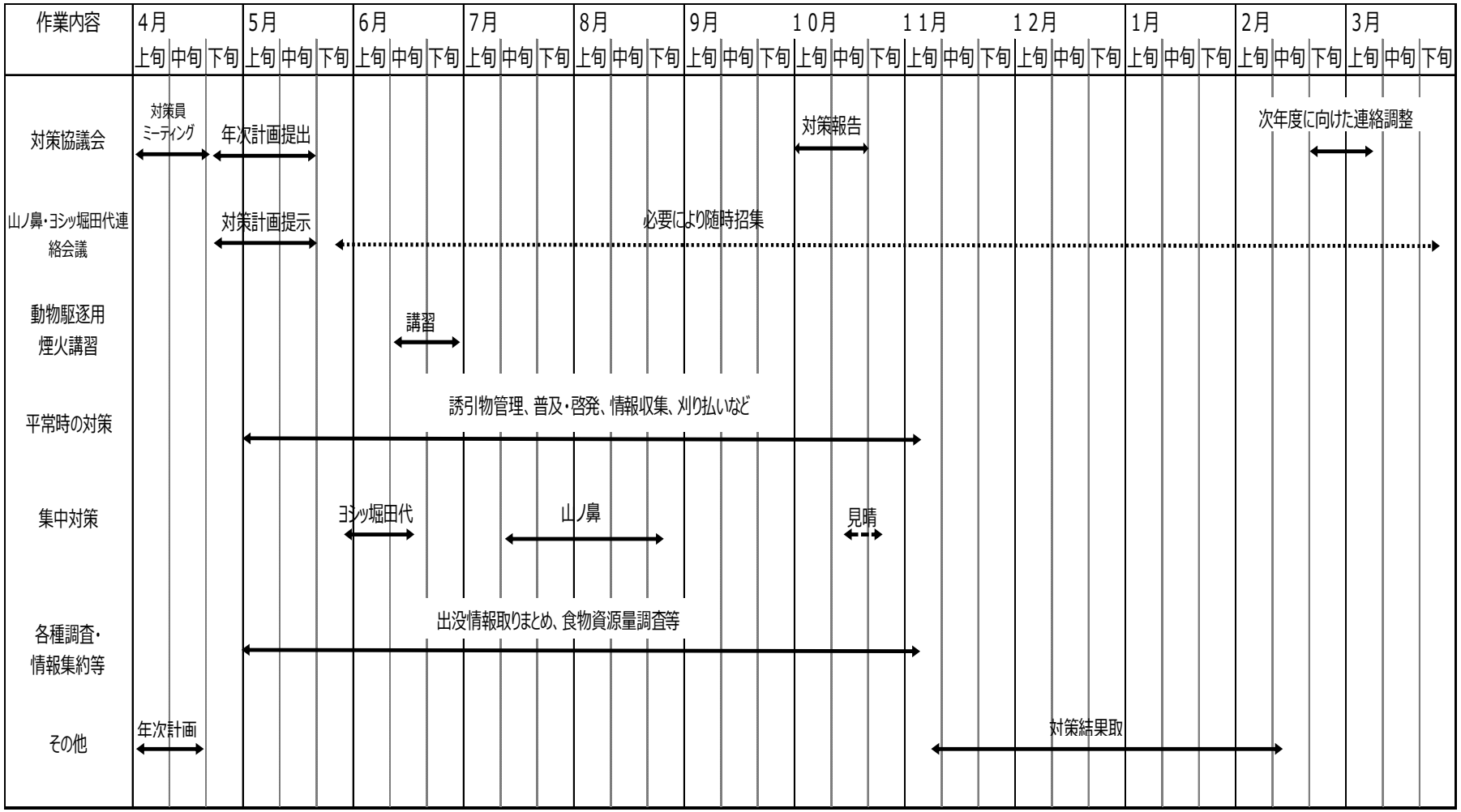

図2－3　ツキノワグマ対策年次計画（例）

（４）対策の流れ

対策に必要な許認可手続きは市町村が申請し、すみやかに対策が実施できるように準備を進めておく（表１－２(P6)＊手続きには数ヶ月かかるものもあるため留意すること)。

シーズン中は「平常時の対策」を継続的に実施する。平常時の対策には誘引物の管理、普及啓発などが該当する。また、ビジターセンターや山小屋などが積極的にクマの目撃情報を集める。

目撃情報が頻繁にあった時には、対策員はこの目撃情報を確認して「尾瀬におけるツキノワグマ対策指針（以下、「ツキノワグマ対策指針」という)」（P3）をもとに危険水準を判断し、危険時の対策を実施するほか、構成員に必要な対策の実施を要請する。危険時の対策には注意喚起、警鐘の追加設置、追い払い、立ち入り制限がある。

危険時の対策を実施しても改善がみられない場合は「尾瀬における問題グマ・危険グマ判断指針（以下、「問題グマ・危険グマ判断指針」という）」（P3）を基に危険水準を判断する。

第三段階と判断した場合には市町村が許可権者に捕獲許可申請を行い、学習放獣または捕殺を行う（ただし、個体識別ができているものに限る）。

（５）平常時の対策

① 普及啓発

利用者に尾瀬はツキノワグマの恒常的な生息地であり、そこに人が入ることを認識させる。クマと出会わないようにするための鈴・笛、クマとの突然の遭遇に備えてクマ撃退スプレーなどを持参し、各自が対策を行うよう、口頭、掲示、ホームページ等で周知する。

また、ビジターセンターや山小屋でクマに関する一般的な情報や遭遇した場合の対処法などを掲示する。

② 誘引物の管理（クマが人の食物等に餌付くのを防ぐ）

人の食料やゴミの管理は最も重要なクマ対策である。(2004（平成 16）年度山ノ鼻地区における山小屋から出た廃油や生ゴミに誘引されたクマ出没事例)

山小屋やビジターセンター等、尾瀬で生活に使われる施設においては、建物内でゴミを保管するよう努める。

山小屋関係者やボランティア、ビジターセンター職員らを中心に、休憩所や木道付近のゴミ回収等を引き続き実施する。特に野営場においては、クマが人の食物等に餌付くのを防止するため、食料の適切な保管が重要である。テント外に食料やゴミを放置しない、またテント内に保管する際もニオイが漏れないよう、利用者へ注意を喚起する。

③ 情報収集

これまで実施されてきた目撃情報などの収集（添付資料１）を引き続き実施する。記録用紙をシーズンの始めに各山小屋に配付し、情報の収集・提供を依頼する。

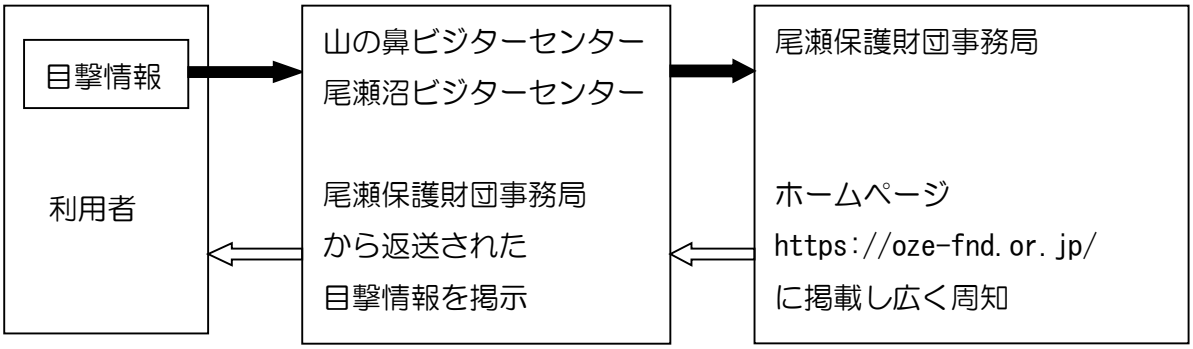

図２−４　目撃情報の収集・提供の流れ

※対策員は目撃情報を確認して危険度を判断し、危険と判断された場合は速やかに危険時の対策を実施する。

④ 食物資源量調査

クマの出没に関連すると考えられる食物資源量について、必要に応じて調査を行う。

調査対象（時期）

- ミズナラ（９月中旬）
- ブナ（１０月中旬）

⑤ 刈り払い

木道脇までササやヨシが繁茂していると、クマと人とが互いに気づかず、その結果接触事故が起きる可能性が高くなる。このことから、クマの出没が想定される地区において、木道や山小屋、休憩所、キャンプ場周辺など、人が頻繁に往来する場所周辺のササ・ヨシを刈り払い、クマが近寄りにくい環境をつくるとともに視認性を良くし、不意の遭遇が起きる可能性を減らす。

特に、山ノ鼻地区は尾瀬の中でも入山者が多い上、ツキノワグマが頻繁に出没して危険な状況になったことがあるため、木道に沿った刈り払いを確実に実施する。

できるだけ広範囲に根元から刈ることが重要であるが、尾瀬地域においては希少植物種が多く生育しているため、それらの植物の保護についても考慮して行うこととする。

図２−５　山ノ鼻地区の刈り払い状況

a.　刈り払いの幅について

刈り払い幅が広ければクマとの不意の接触を回避できる可能性は高くなるが、入山者の安全と植生保護のバランスを考慮し、原則として刈り払い幅は１～５ｍ程度とする。

b.　刈り払いの高さについて

尾瀬では過去に小型の個体による人身事故が発生していることから刈り払いの高さは小型の個体に合わせる必要がある。

山ノ鼻地区で以前学習放獣した小型の個体の体高は 43.0cm であった。よって、刈り払いの高さは 20～30cm 程度が適当である。

⑥　警鐘設置

対策員が現地関係者に依頼して警鐘を設置する。ツキノワグマが頻繁に目撃されている木道付近に警鐘を設置し（図２−６）、それを入山者が通行する際に鳴らすことにより、人がいることをクマに認識させる。

図２−６　警鐘

（６）危険時の対策

①　注意喚起

クマが出没した地区の対策員や現地関係者は、ツキノワグマ対策指針（P3）に基づき、第一段階に該当する場合には口頭・掲示で入山者へ注意を促す。また、第二段階以降に該当する場合には、注意喚起の看板を設置する。その後１週間目撃情報がなければ撤去する。

②　警鐘の追加設置

第二段階以降において、警鐘を設置していない場所でクマが頻出した場合は、協議会または連絡会議で警鐘の追加設置を検討する。

③　追い払い

クマが出没した地区の対策員は、動物駆逐用煙火（以下、「煙火等」という）及び大声や笛等で音を出しクマを追い払う。出没の初期段階で強い刺激を与えることが望ましい。（特に子グマは人慣れしてしまうと、将来人への恐れを持たず、人前に度々出没する問題グマとなる恐れが高い。ただし、親グマが近くにいる状況で子グマに追い払いを仕掛けると、親グマから反撃を受ける可能性が高く大変危険。）

追い払いにより改善が見られない場合は、ツキノワグマ対策指針（P3）の第三段階（危険グマ対策）に沿って対応する。

図２−７　動物駆逐用煙火（三連発花火）

追い払いは①クマに近づく者（追跡者）、②クマの動きを見張る者（監視者）で行い、③入山者の通行を調整する者（通行規制者）を配置することが望ましい（①～③：追い払い実施者）。追い払いにあたる対策員や現地関係者は無線機で互いに連携をとりながら実施する。

なお、追い払いは安全確保の観点や追い払い効果を判断する必要があることから、ク

マの行動や対策員、利用者の姿が十分に確認出来る明るさの時間帯で実施することとし、日没後（夏季は 17 時以降）は追い払いを行わない。

＜追い払いの実施方法＞

a. 追い払う方向の決定

クマを追い払う方向は入山者や山小屋などの人工建造物がなく、クマが身を隠す林などがある方向とする。川などの障害物がある方向に追うと、クマが追いつめられたと感じ逆に向かってくる可能性があるので、その方向は避けるよう注意する。

また、シカ対策用の植生保護柵（以下、「防鹿柵」という）が設置されている場所では、追い払う方向に柵がないことを確認する。

追跡者は無線機、クマ撃退スプレー、煙火等、笛、マッチ・ライター（危険性があるので煙火等とは別々に保管する）を必ず携帯する。

b. 追い払い実施者の配置

各担当箇所に追い払い実施者を配置し、場合によっては通行規制等の対策を行う。

c. 追い払いの実施

入山者の安全を確認後、追い払う方向の反対側から煙火等を使用する。同時に大声を出したり手をたたいたり、笛を吹く等しながら追い払う。

その際、万一に備え、クマスプレーをすぐに使用できる準備をしておく。

また、通行規制者は無線で状況を聞きながら入山者の通行を調整する。

d. 追い払い後の巡視

クマが木道や建造物から 50m以上離れ、姿が見えなくなった時点で追い払いを完了とするが、クマがすぐに戻ってくる場合もあるので１～数名がその場に残り、その周辺で 30 分程度巡視をすることが望ましい。

＜追い払いの際に使用する装備・道具の注意事項＞

追い払いを実施する際は、クマから攻撃を受ける可能性があるため、安全な装備の携帯や着用が必要になる。対応にあたる際にはヘルメットを着用しクマ撃退スプレーを携帯する。クマとの距離が近い場合には、必要に応じてクマの攻撃から身を守るためのプロテクターや防護盾を携帯することが望ましい。

また、火薬を用いた道具を使用する際は、火災を発生させないよう注意するとともに、使用後は火災が発生していないことを確認すること。

④ 立ち入り制限

クマの出没により危険と判断した場合は、当該地域の立ち入りを制限する。立ち入り制限を実施した場合は連絡網に従い、速やかに関連機関に連絡し、尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会事務局（尾瀬保護財団）のホームページ等で周知する。

各入山口、ビジターセンター、尾瀬沼キャンプ場、見晴キャンプ場においては、管理者等が掲示等により入山者に通知する（様式１参照)。

立ち入り制限開始から一週間、巡視時に目撃がなければ立ち入り制限を解除する。クマが目撃されれば更に１週間期間を延長する。状況によっては夜間のみの制限を検討する。

（７）各地区における対策

クマの目撃件数が著しく多い山ノ鼻地区と、過去に３回の人身被害が発生したヨシッ堀田代地区では前項までの対策に加え、下記の通り危険時の対応について特記する。

① 山ノ鼻地区

＜対策内容＞

a. 巡視

山ノ鼻地区内での目撃情報が寄せられ、人への危害など危険な状態が想定される場合は、目撃情報をもとに対策員等が巡視を行う。

巡視時に、「人への危害のおそれがあるクマ」及び「問題グマ（人をおそれないなど)」を発見した場合は他の対策員に連絡し追い払いを行う。

b. 立ち入り制限

前述の 2-(6)-④による。

研究見本園は、防鹿柵を設置しているため、立ち入り制限をする際は全面とし、至仏山登山道入口に通じる木道は閉鎖しない（図２－８)。制限時間は、状況を判断し全日または一部の時間とする。

また、刈り払い・注意喚起・警鐘設置などの対策を講じ、安全を確保する。特に防鹿柵のゲート入口付近はクマと接触しやすいため、看板等で利用者に対し注意喚起を行う。

立ち入り制限開始から一週間経過し、巡視時にクマの目撃がなければ立ち入り制限を解除する。クマが目撃されれば、さらに制限期間を１週間延長する。

立ち入り制限解除については、当該地区の対策員及び現地関係者と協議のうえ決定する。

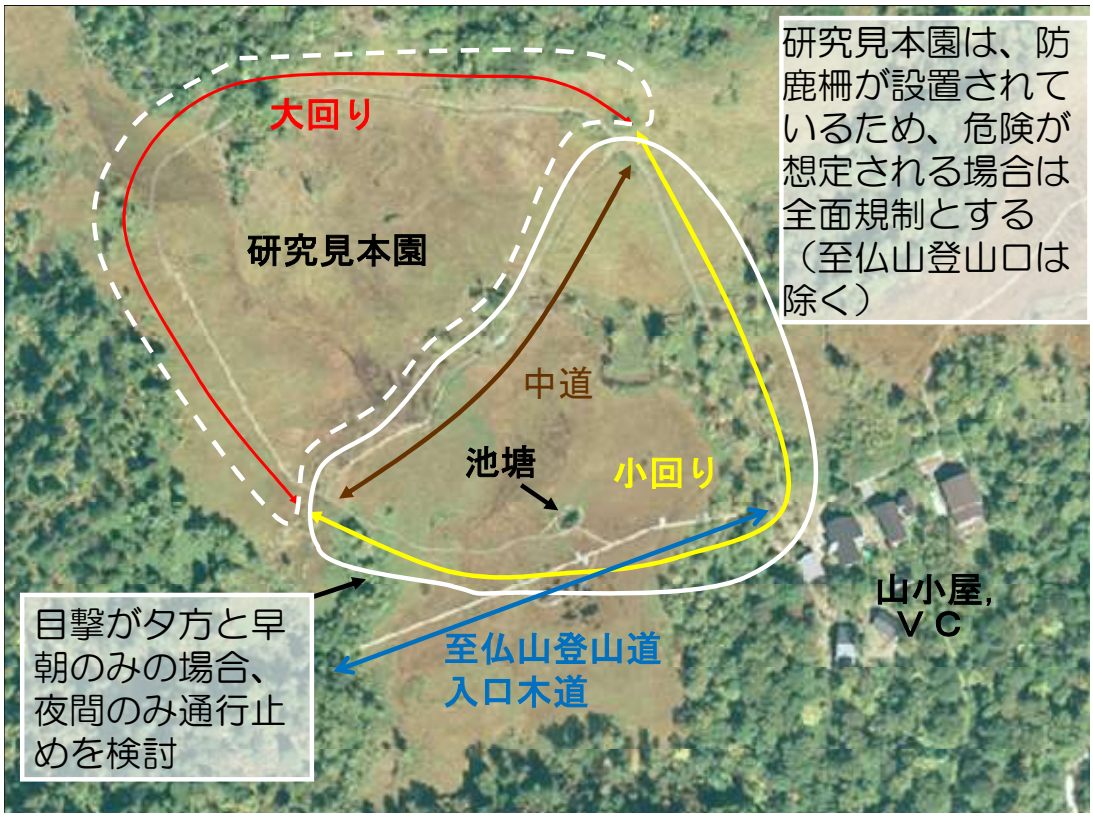

図２－８　研究見本園の通行規制

② ヨシッ堀田代地区

人身事故のうち２回が６月上旬、１回が５月下旬に起きたことをふまえ、５月下旬～６月中旬に集中的対策期間を設定し、以下のとおり対策を実施する。集中的対策期間以外の危険時の対策は原則として集中的対策期間に準じ、以下のとおりとする。

＜対策内容＞

a.　注意喚起

集中的対策期間前に入山者に注意を喚起するために過去に人身事故が発生している事実・当該時期の移動経路（地図）・クマ遭遇時の対応等を含む看板を設置する（図２－９、１０）。

また、集中的対策期間中は、宿泊客に夜間・早朝の出歩きを自粛してもらう。

図２−９　注意喚起の看板

b.　巡視

期間中は対策員が可能な範囲で警戒に当たる。早朝及び夕方にヨッピ橋～東電小屋～東電尾瀬橋を巡回することが望ましい。

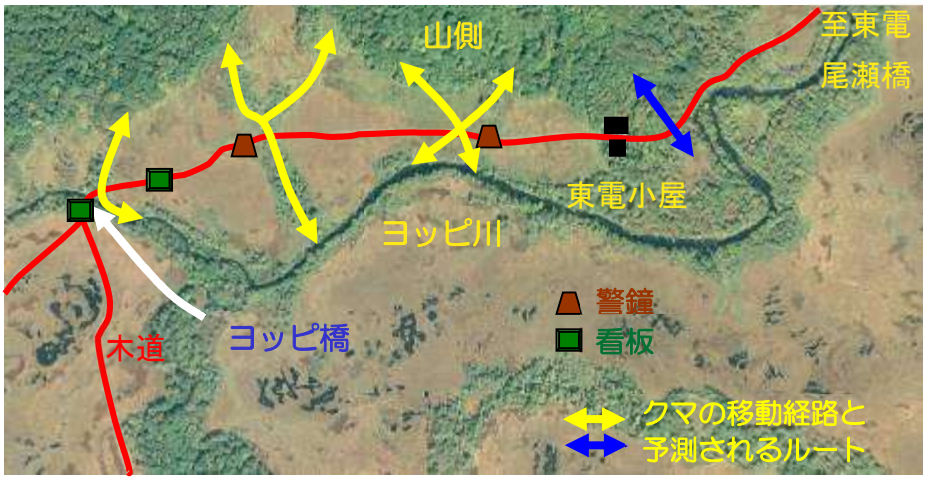

図２−１０　ヨシッ堀田代周辺図

黄色い矢印の３地点はササ丈が少し高く、クマが通過する頻度が高いと予測される。

c.　通行止め

前述の 2-(6)-④による。

（８）事故発生時の対応（図２－１１ 対応フローに従う）

① 情報収集と情報共有

事故が発生した場合、消防等への救助要請を必要とするケースについては、被害者への関与が困難となるが、二次被害防止のため「（６）危険時の対策（注意喚起看板設置など)」について速やかに実施する。

上記以外のケースについては、通報を受けたビジターセンター・山小屋は、各地区指定の「傷病者対応記録」及び添付資料１「ツキノワグマ目撃アンケート用紙」に従い通報者から情報を収集する。また、当該地区の対策員に報告する。

対策員は事故発生現場に行き、被害者及びクマの状況を確認する。被害者からの聞き取り内容は「ツキノワグマ目撃アンケート用紙」に記録し、現場の状況については様式３に記録する。その後、ビジターセンターは事故が起きた旨とビジターセンターや山小屋及び対策員が収集した情報を連絡網に従い関係者に連絡をする。また、対応にあたった当該地区の対策員は他の対策員に出動要請し、「（６）危険時の対策」を実施する。

② 情報集約及び危険度の確認と周知

ビジターセンターや山小屋が通報者及び現場を確認した対策員から収集した情報を協議会事務局が集約し、速やかに周知を行う（様式２)。ホームページでの公表については、協議会事務局が公表するが、事故が起きた地点における歩道事業執行者等管理者のホームページ等においても公表することが望ましい。看板・掲示物の設置は、主要入山口・ビジターセンター・事故発生現場等とする。

また、その後の対応の緊急性を判断するため、問題グマ・危険グマ判断指針 （Ｐ３）に従い人身事故を発生させたクマの危険度を対策員と協議会事務局で便宜的に判断する。

③ 被害者等への聞き取り・現場検証

被害者等への聞き取り及び現場検証は、様式３、４を活用し、事故が発生した地点の歩道等管理者、市町村、協議会事務局、対策員が行う。（＊全員参加を必須とせず、関係者が協力し行うものとする。）被害者等への聞き取りや現場検証は可能な限りクマの専門家が立ち会うことが望ましい。

④ 人身事故再発防止策の検討

被害者等への聞き取りや現場検証で得られた情報を協議会事務局が集約し、現地関係者と加害個体の危険度を判断する。また、協議会事務局は、事故の概要や被害発生に至る経緯・原因を取りまとめ、協議会で共有しその後の対策や再発防止策を検討する。

⑤ 問題グマ・危険グマへの対策

加害個体が問題グマ及び危険グマと判断された場合は、ツキノワグマ対策指針（P3）の②第二段階、③第三段階の対策を実施する。

なお、フェーズが第三段階へ移行した場合も、第二段階の対策は継続して実施する。

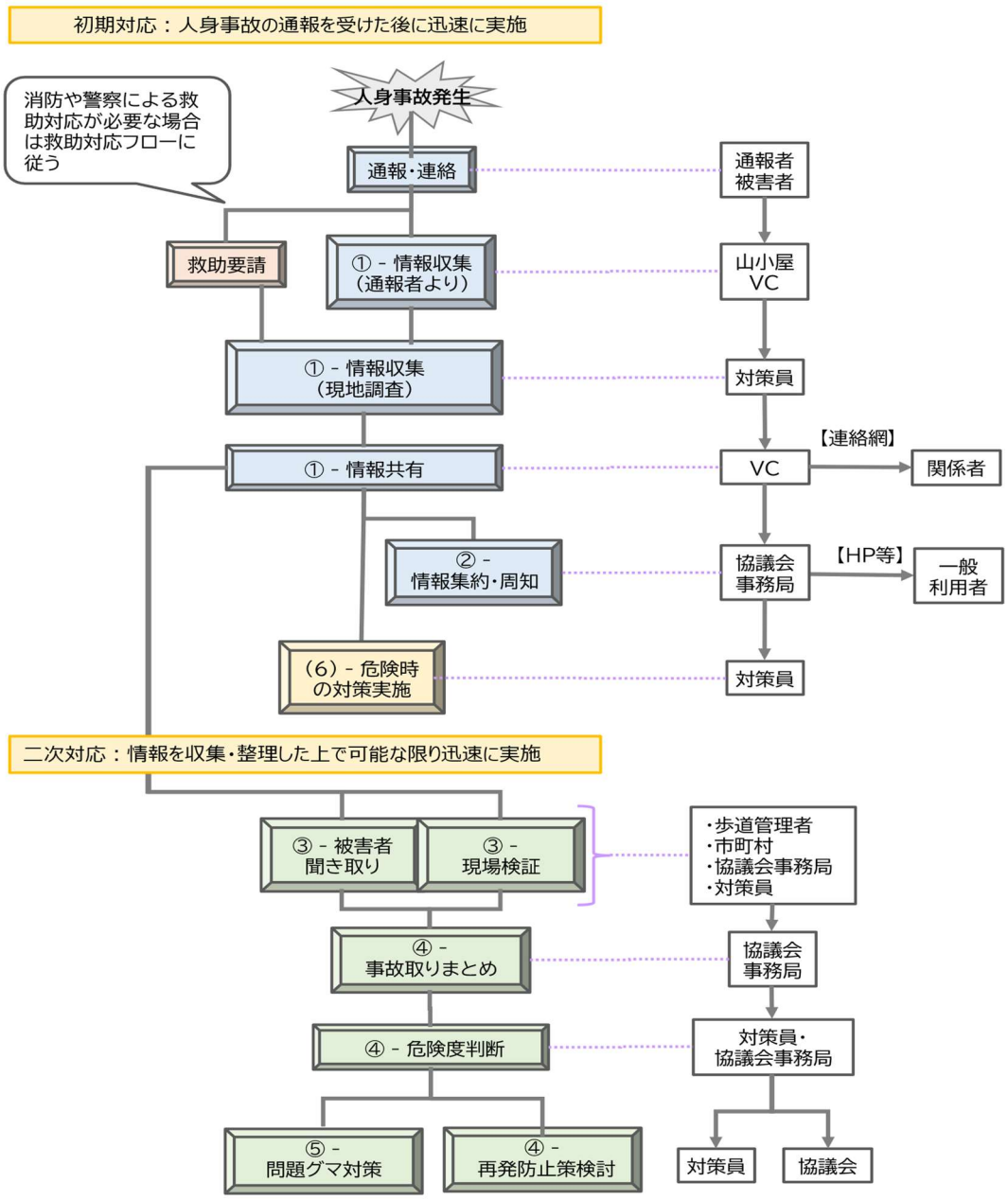

＊本表は、（８）事故発生時の対応（P19）をフローにしており、右側に対応工程・左側に実施者を示している。

図２－１１　人身事故発生時の対応フロー

（９）連絡体制

尾瀬全体での連絡体制は、各地区別に図２－１２～１６のとおりである。

図２－１２～１６の地区以外の事案で連絡を行う場合は、最寄りの対策員がいる地区の連絡網を使用する。

【留意点】

連絡網を使用して連絡を行う場合は、以下の点に留意する。

・どの地区の連絡網であるかを伝える。

・事故発生時の伝達内容は、事故発生日時、場所、被害人数、被害状況、クマの特徴、事故後のクマの行動、消防等への救助要請の有無等とする。

・個人情報保護の観点から、連絡網での伝達内容には個人情報は含めない。

・協議会事務局は、伝達漏れや内容の伝達誤りを防ぐため、連絡網で伝達した内容を改めてメール等で周知する。

・協議会事務局は、経過状況等を必要に応じてメール等で関係者に情報共有する。

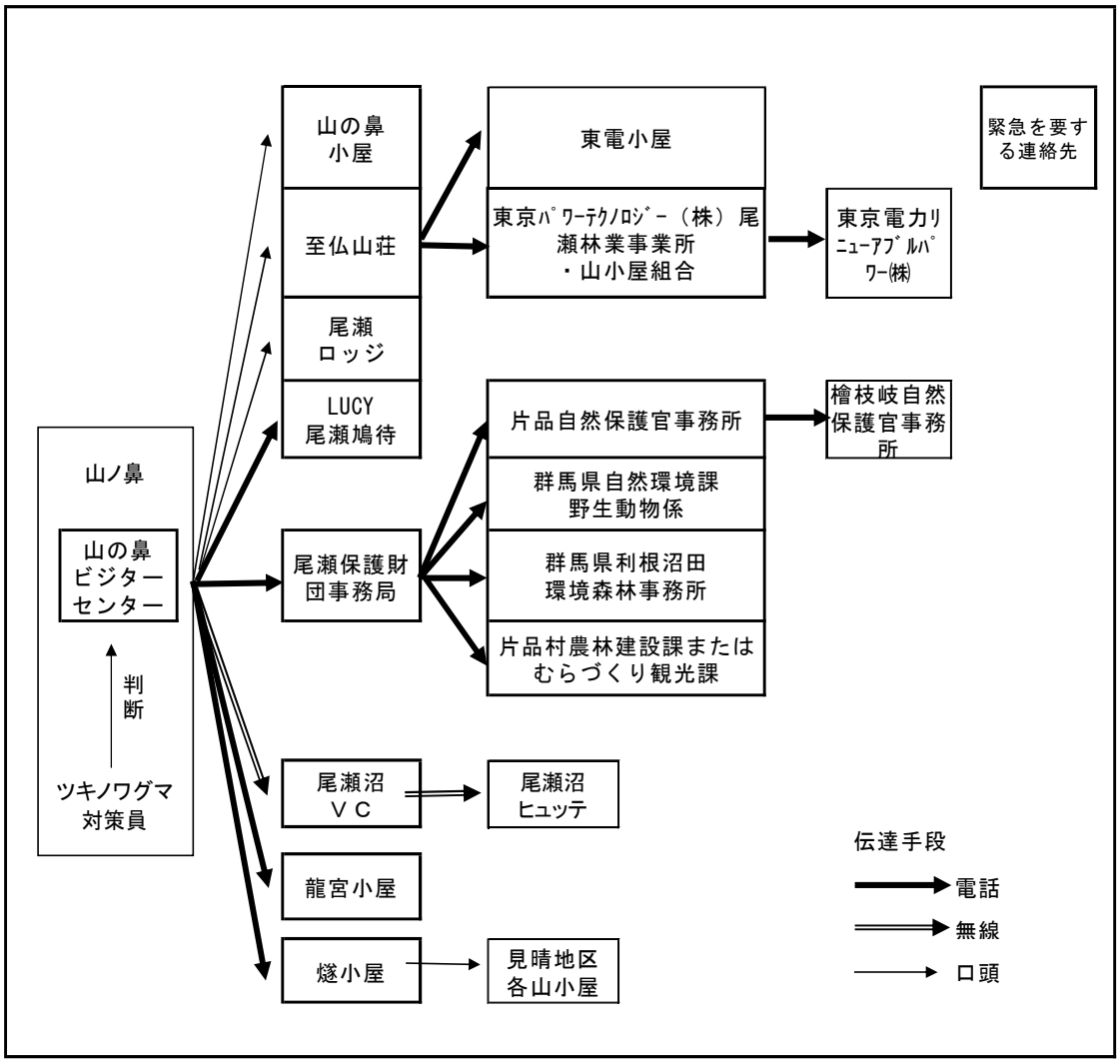

各機関の連絡先電話番号は添付資料２を参照

図２－１２　山ノ鼻地区連絡網

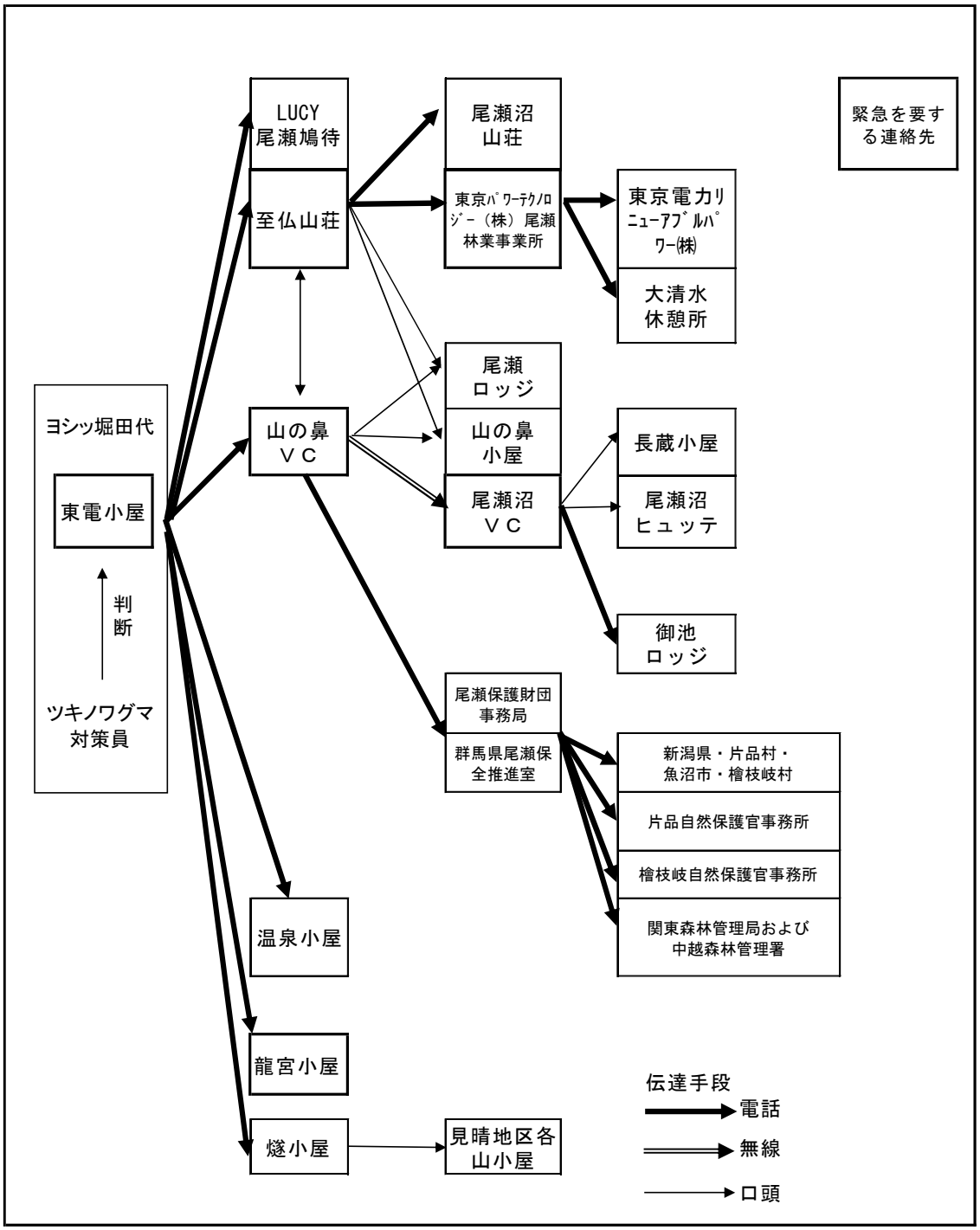

各機関の連絡先電話番号は添付資料２を参照

図２－１３　ヨシッ堀田代地区連絡網

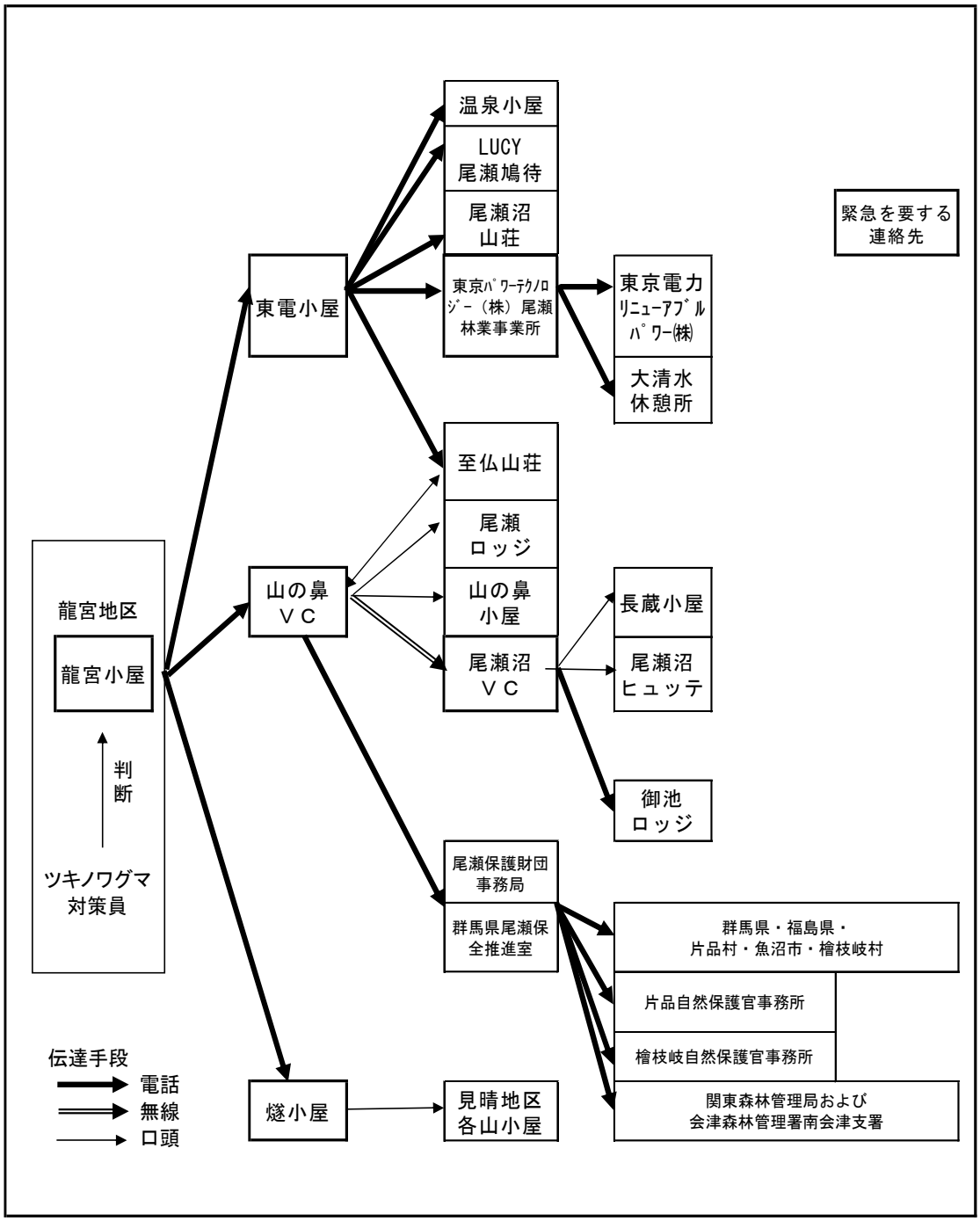

各機関の連絡先電話番号は添付資料２を参照

図２－１４ 竜宮地区連絡網

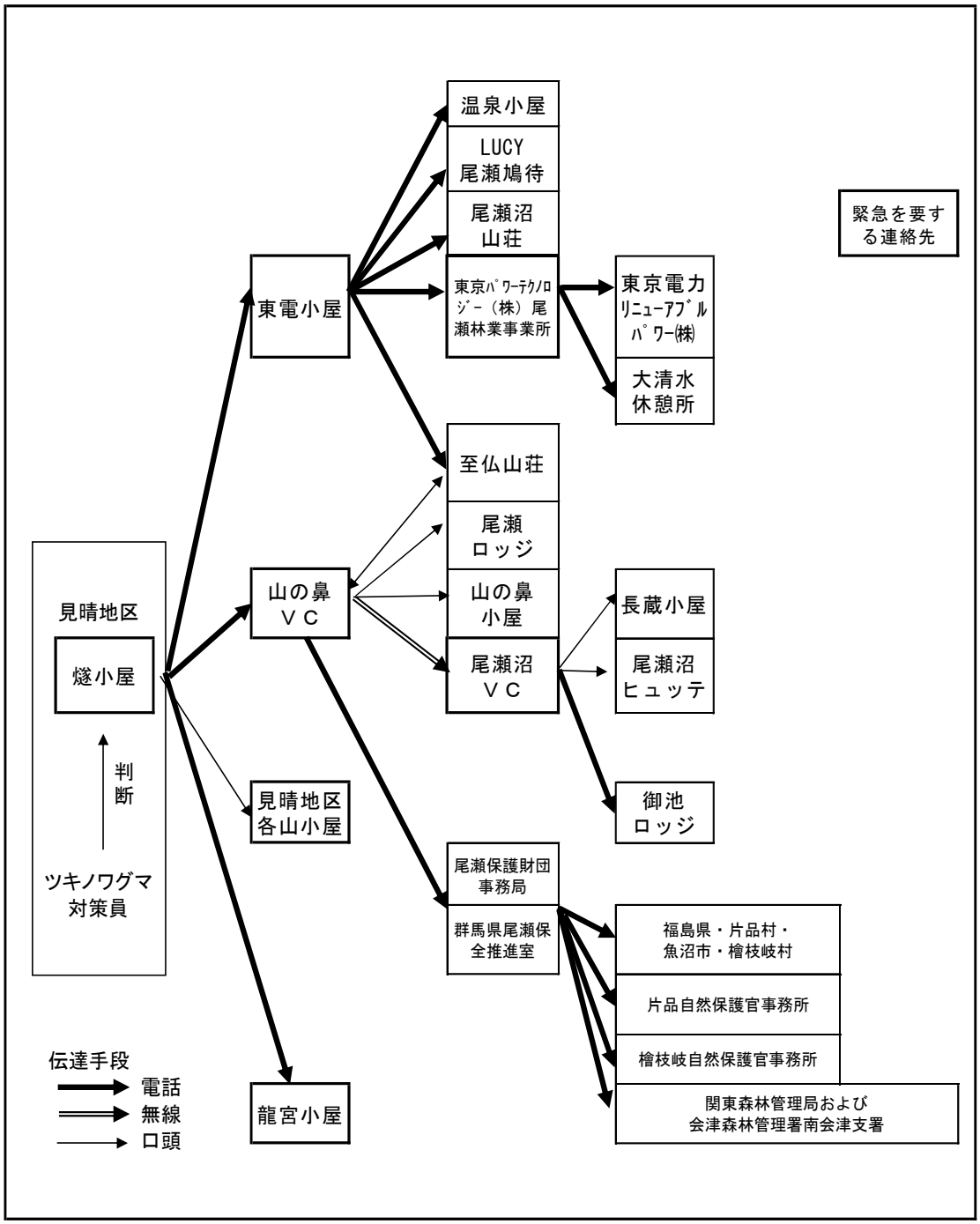

各機関の連絡先電話番号は添付資料２を参照

図２－１５ 見晴地区連絡網

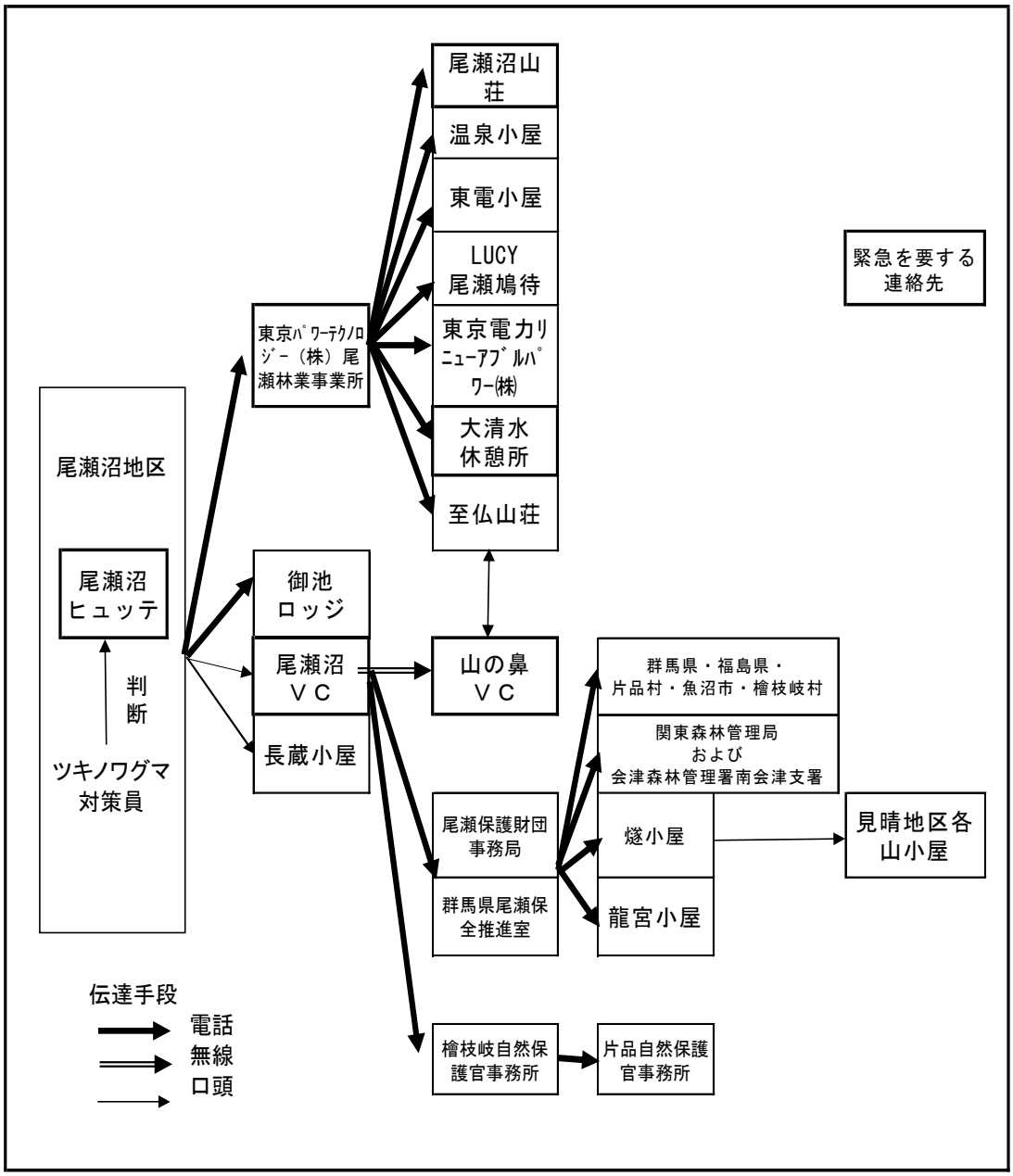

各機関の連絡先電話番号は添付資料２を参照

図２－１６ 尾瀬沼地区連絡網

３．会議の開催

尾瀬のクマ対策について関係者が共通の認識を持ち、本マニュアルを効率的に実施するため、またマニュアルの必要な改善をしていくために、関係者が集まる会議を年に１～数度、開催する。また、集中的な対策が必要な山ノ鼻地区とヨシッ堀田代地区については、これ以外に連絡会議を開催する（表３－１）。

表３－１　関連する会議と関係機関

			尾瀬国立公園 ツキノワグマ 対策協議会	山ノ鼻地区 ツキノワグマ 対策連絡会議	ヨシッ堀田代地区 ツキノワグマ 対策連絡会議
構成員	環境省	関東地方環境事務所	○	○	○
	福島県	生活環境部自然保護課	○		
	群馬県	環境森林部自然環境課	○	○	○
		利根沼田振興局 利根沼田環境森林事務所	○	○	○
	新潟県	環境局環境対策課	○		○
	檜枝岐村	産業建設課	○		
	片品村	農林建設課	○	○	○
		むらづくり観光課	○	○	○
	魚沼市	市民福祉部生活環境課	○		○
	猟友会	檜枝岐村猟友会	○		
		利根沼田猟友会片品村支部	○	○	○
		新潟県猟友会魚沼支部	○		○
	東京電力ﾘﾆｭｰｱﾌﾞﾙﾊﾟﾜｰ株式会社		○	○	○
	東京ﾊﾟﾜｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰ(株)尾瀬林業事業所		○	○	○
	尾瀬山小屋組合		○	○	○
	国民宿舎尾瀬ロッジ			○	
	有限会社山の鼻小屋			○	
	公益財団法人尾瀬保護財団　＊1		○	○	○
	ツキノワグマ対策員		○	○	○
関係機関＊2	林野庁	関東森林管理局	○	○	○
開催時期・内容			シーズン中招集 情報の共有 役割分担の確認	随時招集 ５月中旬までに対策計画提示 対策計画に対する意見募集 報告会開催	

＊１　尾瀬保護財団は、尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会の事務局である。（添付資料3参照）

＊２　関係機関には会議の結果を通知する。

添付資料１

ツキノワグマ目撃アンケート用紙　No.

ツキノワグマに対する安全管理のための貴重な資料となりますので、お手数ですが
ご協力ください。該当する選択肢に〇印をつけ、必要な項目を記入してください。

１：クマを見た日時・天候は？　　年　　月　　日　AM･PM　　時頃　天候 晴・曇・雨・雪・霧

２：クマを見た場所はどこですか？
裏面の地図に、クマがいた場所に×印、移動した方向に→をつけて示してください。

３：あなたとクマとの距離はどれくらいでしたか？　※樹上の場合は木の根元からの距離
（A）３m以下　（B）５m以下　（C）１０m以下　（D）２０m以下
（E）５０m以下　（F）５０m以上　（G）不明

４：クマの大きさはどれくらいでしたか？
（A）中型犬より小さい（ﾁﾜﾜ）　（B）中型犬と同じ位（柴犬）　（C）大型犬（シェパード位）
（D）人間がよつんばいになった位　（E）人間よりも大きい

５：周囲に他のクマはいましたか？
（A）いない　（B）いた　→　　頭
→　その大きさは？
（A）中型犬より小さい（ﾁﾜﾜ）　（B）中型犬と同じ位（柴犬）　（C）大型犬（シェパード位）
（D）人間がよつんばいになった位　（E）人間よりも大きい

６：クマは何をしていましたか？
（A）止まっていた　（B）歩いていた　（C）走っていた
（D）地表で何かを食べていた　（E）地表で何かを探していた
（F）樹上で何かを食べていた　（G）樹上で何かを探していた

７：クマはあなたに気付きましたか？
（A）気付いた　（B）気付かなかった　（C）どちらかわからない

８：その後、クマはどのような行動をとりましたか？
（A）じっとしていた　（B）急いで逃げていった　（C）ゆっくり立ち去った
（D）ゆっくり近づいてきた　（E）怒ったように向かってきた
（F）その他　→

９：クマ対策は何かしていましたか？
（A）クマ鈴を鳴らしていた　（B）声や物音を出して歩いた　（C）何もしていなかった
（D）その他　→

10：目撃の際に、あなたを含めて周りに何人くらいいましたか？　　人

11：これまで野生のクマに会ったことがありますか？
（A）いいえ　（B）はい　　回

ご協力たいへんありがとうございました。　尾瀬山の鼻・尾瀬沼ビジターセンター

【職員記入欄】
受付施設：山ＶＣ ／ 沼ＶＣ ／ 山小屋（　　）　巡回：あり ／ なし　追い払い：あり ／ なし
備考：

（１）尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会設置要綱

（目的）

第１条　尾瀬国立公園とその周辺地域におけるツキノワグマと人との軋轢を防止するため関係者が実施する対策を検討し、その情報を共有するために尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（役割）

第２条　協議会は下記の事項について協議する。

１．尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアルの運用・改訂に関すること

２．ツキノワグマ対策員の任命に関すること

３．その他、必要事項

（協議会の構成員）

第３条　協議会は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

（議事進行）

第４条　協議会では公益財団法人尾瀬保護財団（以下「財団」という）が会議の運営を行う。

２　協議会出席者（以下「出席者」という）が議事進行上必要であると判断した場合は、出席者の中から座長を選任することができる。

（招集）

第５条　協議会は、財団事務局長が招集する。

（議事の公開）

第６条　協議会の議事は、原則公開とする。

（代理出席）

第７条　構成員は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理者を指名し、出席させることができる。

（関係者の参加）

第８条　構成員が議事運営上必要があると判断した場合は、協議会に事前に通知した上で構成員以外の関係者を協議会に参加させることができる。

（その他）

第９条　協議会の他、必要に応じて各地域の連絡会議を開催することができる。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は、財団において処理する。

付則　この要綱は平成２１年１０月１４日から施行する。

付則　この要項は平成２８年3月２９日から施行する。

付則　この要項は令和３年３月１８日から施行する。

付則　この要項は令和５年４月１日から施行する。

尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会構成員

所属	職名
環境省関東地方環境事務所　国立公園課	課長
片品自然保護官事務所	自然保護官
檜枝岐自然保護官事務所	国立公園管理官
福島県生活環境部自然保護課	課長
群馬県環境森林部自然環境課	課長
群馬県利根沼田環境森林事務所	所長
新潟県環境局環境対策課	課長
檜枝岐村産業建設課	課長
片品村農林建設課	課長
片品村むらづくり観光課	課長
魚沼市市民福祉部生活環境課	課長
檜枝岐村猟友会	会長
利根沼田猟友会片品支部	支部長
新潟県猟友会魚沼支部	支部長
東京電力リニューアブルパワー株式会社　水利・尾瀬グループ	グループマネージャー
東京パワーテクノロジー（株）　尾瀬林業事業所環境保全グループ	グループマネージャー
尾瀬山小屋組合	組合長
公益財団法人　尾瀬保護財団	事務局長
ツキノワグマ対策員	
事務局	
公益財団法人　尾瀬保護財団	

（２）山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議設置要綱

（目的）

第１条　尾瀬山ノ鼻地区およびその周辺地域におけるツキノワグマとの軋轢防止に関して、関係者が実施する対策を検討し、その情報を共有するために、尾瀬山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（連絡会議の構成員）

第２条　連絡会議は、別表に掲げる団体をもって構成する。

（議事進行）

第３条　連絡会議では公益財団法人尾瀬保護財団（以下「財団」という）が議事進行を務める。

２　連絡会議出席者（以下「出席者」という）が議事進行上必要であると判断した場合は、出席者の中から座長を選任することができる。

（招集）

第４条　連絡会議は、財団事務局長が招集する。

（議事の公開）

第５条　連絡会議の議事は、公開とする。

（関係者の参加）

第６条　構成員が議事運営上必要と判断した場合は、事務局に事前に通知した上で構成員以外の関係者を連絡会議に参加させることができる。

（庶務）

第７条　連絡会議の庶務は、財団において処理する。

付則

この要綱は、平成１７年４月２２日から施行する。

付則

この要綱は、平成２１年１０月１４日から施行する。

付則

この要綱は、平成２８年　３月２９日から施行する。

（３）ヨシッ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議設置要綱

（目的）

第１条　尾瀬ヨシッ堀田代地区とその周辺地域におけるツキノワグマとの軋轢防止に関して、関係者が実施する対策を検討し、その情報を共有するために尾瀬ヨシッ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

（連絡会議の構成員）

（連絡会議の構成員）

第２条　連絡会議は、別表に掲げる団体をもって構成する。

（議事進行）

第３条　連絡会議では公益財団法人尾瀬保護財団（以下「財団」という）が議事進行を務める。

２　連絡会議出席者（以下「出席者」という）が議事進行上必要であると判断した場合は、出席者の中から座長を選任することができる。

（招集）

第４条　連絡会議は、財団事務局長が招集する。

（議事の公開）

第５条　連絡会議の議事は、公開とする。

（関係者の参加）

第６条　構成員が議事運営上必要と判断した場合は、事務局に事前に通知した上で構成員以外の関係者を連絡会議に参加させることができる。

（庶務）

第７条　連絡会議の庶務は、財団において処理する。

付則

この要綱は、平成１９年２月８日から施行する。

付則

この要綱は、平成２１年１０月１４日から施行する。

付則

この要綱は、平成２８年　３月２９日から施行する。

様式１：立ち入り制限掲示

立ち入り制限

ツキノワグマの出没が多発しているため、下記エリアの立入を制限します。
ご協力・ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

立入制限区間・エリア：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地図

特に、立入制限区域の近くを利用する場合は周囲の状況にご注意ください。
鳴物を鳴らすなど、クマに人間の存在を知らせながら歩きましょう。
遭遇した場合は、静かにその場を離れてください。

尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会（事務局：尾瀬保護財団　027－220-4431）

■　植物研究見本園など、立入制限をする現場に掲示する場合には、地図は不要とする。

様式２：事故発生時の周知事項【速報】

- 発生日時：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時頃
- 発生場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 発生状況・被害状況の概要：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- その他事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会（事務局：尾瀬保護財団　027－220-4431）

※協議会事務局（尾瀬保護財団）のホームページ上で公表する。加えて事故発生地点の歩道管理者のホームページ等においても公表することが望ましい。

様式３：事故現場の調査記録事項

- 調査日時:＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時頃
- 天候: 晴 ・ 曇 ・ 雨 ・ 霧 ・ 雪
- 調査者(所属):＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 事故発生現場の環境
  - 見通し:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
  - 誘引物　なし･あり＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(写真　□)
  - クマの痕跡　なし･あり＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(写真　□)
  - 現場写真　□
  - 見取り図

- 現場確認時のクマの状況:不在･居座り･他＿＿＿＿＿＿＿＿(写真　□)

※写真を撮影する場合は、大きさの目安となるスケールも一緒に映りこむよう撮影する

様式４：被害者へのヒアリング項目

- 聞き取り者・記録者（所属）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 状況ヒアリング協力への意思確認：OK ・ NG
- 個人情報の取扱いに関する告知：実施 ・ 未実施
  （本ヒアリングにおいて取得した個人情報は、二次被害防止等のクマ対策に使用するもので、第三者に提供することはございません。）
- 聞き取り日時：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿＿＿＿時～＿＿＿＿時
- 被害者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（年齢：　　／性別：　　）
- 連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 聞き取り対象：本人・同行者・家族・他（　　）
- 事故発生日時：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿＿＿＿時頃
- 天候：晴 ・ 曇 ・ 雨 ・ 霧 ・ 雪
- 同行者数：＿＿＿＿名
- ケガの状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 通院の状況：なし ・ あり（★病院名：　　）
- 事故発生場所の詳細：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
  自然環境：（見通し・木道の高さ・草丈など）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- クマに襲われた際の状況（人間側からクマを挑発する行為がなかったかも確認）
  事故直前のクマの確認・気配等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　）
  事故発生前後のクマの行動：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
  事故発生前後の被害者の行動：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
  事故発生前後の同行者の行動：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- クマとの遭遇に備えた対策の実施
  □クマ鈴 ／ □ラジオ ／ □クマ避けスプレー
  □その他（　　）
- 加害クマについて（目撃による特徴）
  - 大きさ（a. 中型犬より小さい（ﾁﾜﾜ） b. 中型犬と同じ位（柴犬） c. 大型犬（ｼｪﾊﾟｰﾄﾞ位） d. 人間がよつんばいになった位 e. 人間よりも大きい ）
  - その他の特徴（体色、頭数 等）

★印の項目については、必須確認項目とはせず、状況によりヒアリングする項目とする。

尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル

2009（平成 21）年 3 月

尾瀬国立公園ツキノワグマ対策会議作成

（「平成 21 年度尾瀬国立公園利用適正化推進事業（環境省委託）」）

2010（平成 22）年 3 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2011（平成 23）年 6 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2016（平成 28）年 3 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2017（平成 29）年 5 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2021（令和 3）年 4 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2023（令和 5）年 4 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2024（令和 6）年 4 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2025（令和 7）年 4 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

2026（令和 8）年 4 月
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会　改訂

編集　公益財団法人 尾瀬保護財団
群馬県前橋市大手町１丁目１番１号　群馬県庁 20 階
電話番号　027-220-4431